

○総務省令第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）の規定に基づき、並びに最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号）を実施するため、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部改正）

第一条 次に掲げる命令の規定中「長」を削る。

- 一 最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）別記様式
- 二 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）別記第五号様式の二、別記第十八号様式の二及び別記第十九号様式
- 三 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第九号）別記様式

(公職選挙法施行規則の一部改正)

第二条 公職選挙法施行規則(昭和二十五年総理府令第十三号)の一部を次のように改正する。  
別記様式中「平成」及び「~~昭和~~」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。